

清流の国ぎふ

おすすめの **1冊**

コンクール

令和5年度

あなたが読んで感動した本、人生を変えた本、役に立った本など、
あなたのイチオシ本を紹介してください。

紹介文部門・POP部門
イラストPOP部門

作品大募集!

応募資格

県内在住、在学、在勤の
15歳以上の方 (中学生を除く)

募集期間

令和5年
7月15日(土)~9月15日(金)
※消印有効

表彰

各部門 上位3賞・奨励賞5点
フレッシュ賞2点
(紹介文部門のみ、高校生対象)

- 副賞として図書カードを贈呈
- 金賞/ゴールド 10,000円
- 銀賞/シルバー 5,000円
- 銅賞/ブロンズ 3,000円
- 奨励賞・フレッシュ賞 1,000円

主催/岐阜県読書推進運動協議会
中日新聞社・岐阜県図書館

令和4年度
受賞作品

紹介文
部門
金賞

加藤 和保さん
[題名] ファン歴60年 鷗外の「高瀬舟」
[書名] 最後の一句・山椒大夫 ほか

POP
部門
ゴールド
POP賞

安田 真以香さん
[キャッチコピー] 「だいじょうぶ。君のとなりにいるからね」
[書名] いっしょにいるよ
子どもと裁判に出た犬フランとハッシュの物語

イラストPOP
部門
ゴールド
イラスト賞

宇野 未彩季さん
[書名] マスカレード・ホテル



申込・
問合せ

GIFU PREFECTURAL
LIBRARY
岐阜県図書館

企画課 企画振興係

〒500-8368 岐阜市宇佐4-2-1 TEL:058-275-5111 FAX:058-275-5115
E-mail/library@library.pref.gifu.jp URL/ 岐阜県図書館 検索



募集要項



応募作品 対象資料：図書（漫画を除く）

紹介文部門：800字以内（句読点も1字に数える、題名・書名・氏名は含まない）

おすすめしたい1冊を多くの人に読んでもらえるよう、あなたが感動した点と紹介したい理由を文章にしてください。

POP部門：キャッチコピー20字以内・紹介文150字以内（句読点も1字に数える）

書店に並ぶPOPをイメージし、おすすめしたい本について、キャッチコピーと本の紹介文を作成してください。

イラストPOP部門：官製はがきサイズ（148mm×100mm）・縦横どちらでも可

おすすめしたい本について、イラストと紹介文を作成してください。（紹介文の字数制限なし）
デジタルを使用した作品も可ですが、作品をスキャンして審査を行うため立体的な作品は不可。

応募上の注意

- ・一人一部門一作品まで。POP部門とイラストPOP部門の両方に応募する場合は、本の紹介文は変えてください。
- ・紹介文部門とPOP部門で手書き原稿の場合は、黒ボールペン（消せるボールペンは不可）か、濃い鉛筆等で記してください。
- ・紹介文部門でパソコン原稿の場合は、作文用紙の設定で入力し、A4用紙にマス目も併せて印刷してください。
- ・応募はオリジナル作品（未発表）に限ります。本の帯やインターネット等の紹介文等をそのまま写した文章や文章構成が似た作品、盗作等の著作権侵害の恐れのある文章・イラストは使用しないでください。
- ・記入いただいた個人情報は、本コンクールの運営、作品展示に必要な範囲内で利用します。

応募方法

- ・下記2つの方法からお申し込みください。ただしイラストPOP部門は審査の都合上、郵送のみとします。
- ・応募用紙には、氏名（ペンネーム不可）、連絡可能な電話番号を記入してください。
- ・応募用紙は、岐阜県図書館内設置のチラシに添付している他、ホームページ（Word版・PDF版）からダウンロードで入手できます。

①《郵送の場合》

応募用紙に必要な事項を記入の上、作品に添付し、下記の宛先に送ってください。

〒500-8368 岐阜市宇佐4-2-1 岐阜県図書館 企画課 企画振興係「おすすめの1冊コンクール」宛

②《ウェブサイトからの場合》

岐阜県図書館ホームページに募集開始日から表示される、応募専用メールアドレス（応募用紙と作品を添付）、または応募フォーム（POP部門対象）から応募。

入賞作品の展示

- ・入賞作品を所定の書式に打ち直したものを、岐阜県図書館と、協力が得られた県内公共図書館にて、おすすめの本とともに展示します。
- ・入賞者には、電話にて結果を報告します。その後、岐阜県図書館ウェブサイトと中日新聞紙上にて、入賞者を発表します。



令和4年度入賞作品の展示
場所：岐阜県図書館ロビー

入賞作品の取扱い

- ・県が受賞作品を利用するにあたり、受賞者の氏名を表示します。表示する氏名は出品票によるものとします。
- ・県が受賞作品を利用するにあたり、その利用形態に応じて受賞作品の拡大、縮小、色調を変更したり、一部切除したりすることをあらかじめ承諾いただくものとします。ただし、これらの改変であっても、受賞作品の本質的な部分を損なうことが明らかな改変はできないものとします。
- ・県は、前項以外の改変を行う場合は、あらかじめ受賞者の承諾を得るものとします。
- ・受賞作品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利を言います）は、受賞者に帰属します。
- ・県は、受賞作品を独占的に利用できるものとします。
- ・県は、受賞作品を次に掲げる利用目的で利用できるものとします。
岐阜県図書館の作成する作品展の記録集、ポスター、チラシ、ホームページ及び岐阜県図書館の主催する行事などで活用。
- ・応募作品は、返却しません。